

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告..... (総務業務センター)	69
○道営土地改良事業計画の決定..... (農業施設管理課)	70
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	71
○土地改良法による道営換地処分..... (農業施設管理課)	72
○特定調達契約に係る入札の公告..... (水産振興課)	72
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	73
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	73
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	73
○建設業を営む者に対する監督処分(2件)..... (建設情報課)	73
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等..... (河川課)	74

告 示

北海道告示第95号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 複写機等の賃貸借その1

(ア) 複写機等の賃貸借(点検、調整及び消耗品(ステープル及び用紙を除く。)の供給を含む。以下同じ。)32台分に係る1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(イ) 調達台数及び調達予定枚数

32台及び1か月当たり747,000枚(32台分の調達予定枚数)

イ 複写機等の賃貸借その2

(ア) 複写機等の賃貸借 5台分に係る1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

(イ) 調達台数及び調達予定枚数

5台及び1か月当たり20,000枚(5台分の調達予定枚数)

ア及びイは、それぞれ入札を実施する。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成20年4月25日から平成23年4月22日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年2月19日(火)から3月25日(火)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道総務部行政改革局総務業務センター

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館11階共用会議室
(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センター)

(2) 入札日時 平成20年4月3日(木)午前10時30分(送付による場合は、平成20年4月2日(水)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 複写機等の賃貸借一式 2台

(2) 予定時期 平成20年5月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

入札は1の(1)に掲げる複写機等の賃貸借その1及びその2についてそれぞれ実施するものとし、落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額(単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る1か月当たりの入札金額(単価)に、1枚当たりの入札金額(単価)に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5076

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copy machin

(Maintenance services and consumable supply included, except staple and paper).

The bid tendering falls under 2 separate categories

a . Lease of 32 copy machines Up to 747,000 copies a month

b . Lease of 5 copy machines Up to 20,000 copies a month

B . Bid tendering date and time : 10 : 30 A. M., April 3, 2008

(Mailed bids must arrive no later than April 2, 2008.)

C . Contact : Administrative Service Center, Administrative and Financial Reform Bureau,

Department of General Affairs, Hokkaido Government, Nishi 7-Chome, Kita 3-jo,

Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5076

北海道告示第96号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成20年2月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
長万部北部	草地整備[担い手中核型](区画整理)	北海道渡島支庁
豊田南部	経営体育成基盤整備(区画整理、農業用排水施設、暗きょ排水)	同
真駒内	ため池等整備[用排水施設整備]	北海道檜山支庁
厚沢部	中山間地域総合整備(農業用排水施設、区画整理、客土、暗きょ排水、農用地改良保全)	同
下梨野舞納	中山間地域総合農地防災(農業用排水施設、暗きょ排水)	北海道後志支庁
倶知安北部	畑地帯総合整備[担い手支援型](区画整理、暗きょ、土層改良)	同
羊蹄京極	中山間地域総合整備(農業用排水施設、農業用道路、区画整理、客土、暗きょ排水、農用地改良保全)	同
杵臼支線	かんがい排水[国営附帯]	北海道空知支庁
秩父別3幹	同	同
北村	基幹水利施設ストックマネジメント	同

幌加内	基幹水利施設ストックマネジメント	北海道空知支庁	東藻琴山麓	草地整備[担い手中核型](区画整理)	同
7丁目揚水機線	同	同	北見南	畑地帯総合整備[担い手支援型](農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地造成、暗きょ排水、土層改良)	同
栗部	ため池等整備[用排水施設整備]	同	網走南部東	畑地帯総合整備[担い手支援型](区画整理、暗きょ排水、土層改良)	同
青葉	経営体育成基盤整備(区画整理、農業用排水施設、暗きょ排水)	同	常呂土佐	同[担い手支援型(単独土層改良)](土層改良、暗きょ排水)	同
大願西	同(農業用排水施設、客土、暗きょ排水)	同	卯原内中央	畑地帯総合整備[担い手支援型(単独土層改良)](土層改良、暗きょ排水)	同
大願南	同(区画整理、農業用排水施設、客土、暗きょ排水)	同	さろま	中山間地域総合整備(区画整理、客土、暗きょ排水、農用地改良保全)	同
峰岩	同(区画整理、農業用排水施設)	同	女満別本郷	地域水田農業再編緊急整備[緊急整備型](暗きょ排水、区画整理、客土、農業用排水施設、農業用道路)	同
沼の内	同	同	更南	畑地帯総合整備[担い手支援型](農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗きょ排水、土層改良)	北海道十勝支庁
中美唄	同(区画整理、農業用排水施設、客土、暗きょ排水)	同	上音更	畑地帯総合整備[担い手支援型](農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗きょ排水、土層改良)	同
滝川東	同(区画整理、農業用排水施設、暗きょ排水)	同	札内川左岸	畑地帯総合整備[担い手支援型](農業用排水施設、区画整理、暗きょ排水、土層改良)	同
江部乙西	同	同	明新	畑地帯総合整備[担い手支援型](農業用排水施設、区画整理、暗きょ排水、土層改良)	同
築北	同	同	大正北	畑地帯総合整備[担い手支援型](農業用排水施設、暗きょ排水、土層改良)	同
高島北	同	同	居辺	畑地帯総合整備[担い手支援型](農業用道路、区画整理、暗きょ排水、土層改良)	同
下古山	同	同	下居辺	畑地帯総合整備[担い手支援型(単独土層改良)](暗きょ排水、土層改良)	同
月浜	同(区画整理、農業用排水施設、客土、暗きょ排水)	同	上土幌東	畜産担い手育成総合整備[担い手支援型](区画整理)	同
吉野	中山間地域総合農地防災(農業用排水施設、土留工)	同	上土幌西	草地整備[公共牧場中核型](区画整理)	同
弥生	基幹水利施設ストックマネジメント	北海道上川支庁			
桜岡幹線	ため池等整備[用排水施設整備]	同			
山部中央	農地保全整備(農地保全)	同			
平和	畑地帯総合整備[担い手支援型](区画整理、暗きょ、土層改良)	同			
新西神楽	同	同			
剣淵	同[担い手支援型(単独土層改良)](土層改良、暗きょ)	同			
上中宇	同	同			
東郷南部	同(土層改良、暗きょ排水)	同			
菊野西	畑地帯総合整備[担い手支援型(単独土層改良)](暗きょ排水)	同			
下川	中山間地域総合整備(区画整理、農業用排水施設、暗きょ排水、農用地改良保全)	同			
ルベシベ	中山間地域総合整備(農用地改良保全、暗きょ、ほ場整備、客土、農業用排水)	同			
東川	地域水田農業再編緊急整備[緊急整備型](暗きょ排水、区画整理、農業用排水施設、除れき)	同			
天塩	畜産担い手育成総合整備[担い手支援型](区画整理)	北海道留萌支庁			
幌延	畑地帯総合整備[担い手支援型](農業用排水施設、暗きょ排水)	同			
雄武中央	かんがい排水[国営附帯]	北海道網走支庁			
西富	同[一般]	同			

北海道告示第97号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成20年2月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北

海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名 事業の種類 縦覧場所
白滝 畑地帯総合整備[担い手支援型(単独土層改良)](暗きょ排水、土層改良) 北海道網走支庁
留辺蘂温根湯 同 [担い手支援型](農業用排水施設、農業用道路、暗きょ 同
排水、土層改良)

北海道告示第98号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、新篠津村中篠津中地区の換地処分をした。

平成20年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第99号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称(1リットル当たりの単価)及び数量(調達予定数量)

船舶用燃料 A重油(JIS 1種2号) 621,000 ℓ

(2) 調達をする物品等の仕様等 (1)に同じ。

(3) 契約期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 納入場所 稚内港、小樽港、函館港、釧路港及び室蘭港

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(4) 次に掲げる港で給油可能なこと。

稚内港、小樽港、函館港、釧路港及び室蘭港

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年2月19日(火)から3月10日(月)まで

イ 申請の方法 申請書類は提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局水産振興課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局水産振興課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎地下1階 水産林務部2号会議室(送付等による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局水産振興課)

(2) 入札日時 平成20年3月31日(月)13時30分(送付による場合は、必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道水産林務部水産局水産振興課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5471

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured, Fuel for marine engine

a . Nature : a unit price per liter Fuel oil A (JIS class 1, No. 2)

b . Quantity : Approximately 621,000 liters

B . Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., March 31, 2008

(If mailed, bids must arrive no later than 1 : 30 P. M., March 31, 2008.)

C . Contact : Fisheries Promotion Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo, Nishi 6-chome, Chuo-Ku, Sapporo, 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5471

北海道告示第100号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成20年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 目梨郡羅臼町共栄町38の1・38の15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第101号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 紋別市大山町4丁目25の20（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 解 除 の 理 由 公共施設用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 紋別市大山町4丁目25の20（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解 除 の 理 由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁産業振興部林務課及び紋別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 夕張郡長沼町字馬追原野4874から4876まで、4991、4993、5006、5074、5083、5102、5119

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため

北海道告示第103号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成20年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 処分をした年月日 平成20年1月29日

2 処分を受けた者

(1) 商号及び代表者の氏名 株式会社江口組 江口 良子

(2) 主たる営業所の所在地 深川市広里町1丁目3番15号

- (3) 建設業の許可の番号 (特-19)空第481号
- 3 処 分 の 内 容
 - (1) 営 業 停 止 の 範 囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部の停止
 - (2) 営 業 停 止 の 期 間 平成20年2月19日から2月21日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実
上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。

北海道告示第104号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成20年2月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 処 分 を し た 年 月 日 平成20年2月5日
- 2 処 分 を 受 け た 者
 - (1) 商号及び代表者の氏名 株式会社ほくよう 川村 捷文
 - (2) 主たる営業所の所在地 大空町東藻琴千草243-9
 - (3) 建設業の許可の番号 (般-17)網第2618号
- 3 処 分 の 内 容
許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
上記の者が建設業法第8条第7号及び同法第29条第1項第2項に該当した。

北海道告示第105号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年2月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河 川 の 名 称 一級河川石狩川水系ウツベツ川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成20年2月19日
- 3 廃川敷地等の位置 旭川市旭町2条18丁目196番54地先から
旭川市大町1条18丁目134番6地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 1,908.27㎡